

## 植松運輸株式会社行動計画

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 8 条、及び次世代法に基づき、次の通り一般事業主行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 6 年 11 月 1 日～令和 9 年 10 月 31 日までの 3 年間

2. 内容

目標 1：男女の平均勤務年数の差異を 4 年以内にするを目指す。

目標 2：有給休暇の取得率 **60%以上**を目指す

取組及び時期

1. 育児休暇の推進 **令和 6 年 11 月～**

- ① 休業中の業務を担当する従業員に対して、対象従業員が休業に入るまでの業務を引き継ぐことができよう、引継ぎ計画を作成し、計画的に引継ぎを行う。
- ② また、対象従業員の担当業務のうち、対象従業員の育体中は一旦保留しておくことのできる業務を洗い出す。

2. 有給休暇の取得率を上げる **令和 6 年 11 月～**

- ① 有給休暇の取得率を洗い出し、低い従業員に計画的な有給休暇取得促進を進める。
- ② 有給が取得しやすい職場の雰囲気にする。

3. 子育てを支援する多様な働き方に資する制度の導入、仕事と家庭の両立を支援する対策 **令和 6 年 11 月～**

- ① 突発的な休暇や遅刻・早退など対象従業員が不在でも業務に支障が生じないよう、職場内の情報共有を徹底する。
- ② 女性が必要とする環境整備について検討。
- ③ 作業手順が変更となった作業について、作業マニュアルを配布し教育訓練を行う。